

平成21年度入札方針

《主な改正点》

- I. 発注基準額の見直し（P11～P13「◎発注基準額表」、P3「※3管工事」）
- II. 水道施設工事における技術者配置条件の制定（P13表「⑤水道施設工事」）
- III. 技術審査対象工事の拡大（P14、15「(1)施工技術の確保並びに技術審査の対象工事」）
- IV. 最低制限価格制度対象工事の拡大（P15「(2)ダンピング受注の防止の徹底」）
- V. 低入札価格調査制度対象工事の見直し（P15「(2)ダンピング受注の防止の徹底」）
- VI. 最低制限価格の開札後の公表の実施並びに最低制限価格算出方法の見直し
（P16「(2)最低制限価格の公表」）
- VII. 低入札価格調査における失格基準の制定（P16「(3)調査基準価格の公表」）
- VIII. 測量・設計等委託業務における最低制限価格制度の導入
（P17「8. 測量・設計等委託業務について」）
- IX. 誤認による入札の無効等（P17「9. その他」）

《入札方針》

1. 一般競争入札について

昨年度に引き続き、原則として設計金額500万円以上の工事とする。

(1) 入札参加資格者の条件の決定

設計金額2,000万円以上の工事については条件付き一般競争入札参加基準（地域割、ランク条件）を中心として指名業者選考委員会に諮り、また、設計金額2,000万円未満500万円以上の工事については同基準を中心として必要に応じ指名業者選考委員会に諮り、入札参加資格者の条件を決定するものとする。

(2) 条件の制限

経営規模等評価結果通知書における完成工事高や全体建設工事に対する比率が著しく低い場合、ランク条件を満たしていても入札参加資格者としなないことができる。

(3) 新規登録業者の参加資格

指名競争入札の方針に準ずる。

(4) 市外業者の取扱い

市外業者については、工事の目的物の性格上施工できる業者が特定される工事や技術的難度の高い工事、また、6,000万円を超える工事又はその他の工事で指名業者選考委員会において入札参加対象と決定した工事については、条件付き一般競争入札等の入札参加資格者とする。

この場合、市外業者についてはランク付けを設けていないため、経営審査結果通知書における総合評定値（P点）、同種工事の施工実績の有無、技術者配置状況等を条件として加えるものとする。

(5) 指名競争入札としての執行

市内業者で施工可能な工事で緊急性を伴う工事については、指名競争入札として執行することができる。

条件付き一般競争入札参加基準(地域割・ランク条件)

①土木工事

設計金額	地域	市内業者のランク
8,000万円以上 ～	◎市内業者 全市対象 ◎市外業者	イ (特定建設業)
6,000万円以上 ～ 8,000万円未満	◎市内業者 全市対象 ◎市外業者	イ (特定建設業) ロ (特定建設業)
4,000万円以上 ～ 6,000万円未満	◎市内業者(2分割) ①A地域(A-1～A-6地域) ②B～E地域	イ ロ
2,000万円以上 ～ 4,000万円未満	◎市内業者(2分割) ①A地域(A-1～A-6地域) ②B～E地域	イ ロ ハ
500万円以上～ 2,000万円未満	◎市内業者(2分割) ①A地域(A-1～A-6地域) ②B～E地域	①については、イ、ロの一部及びハ、ニ ②については、イの一部及びロ、ハ、ニ
500万円未満	指名競争入札 (地域割に基づいて指名、ランク (ロ、ハ、ニ))	

②建築工事

設計金額	地域	市内業者のランク
7,000万円以上 ～	◎市内業者 全市対象 ◎市外業者	イ (特定建設業)
6,000万円以上 ～ 7,000万円未満	◎市内業者 全市対象 ◎市外業者	イ (特定建設業) ロ (特定建設業)
5,000万円以上 ～ 6,000万円未満	◎市内業者 全市対象	イ ロ (特定建設業)
3,000万円以上 ～ 5,000万円未満	◎市内業者 全市対象	イ ロ
2,000万円以上 ～ 3,000万円未満	◎市内業者 全市対象	イ ロ ハ
500万円以上～ 2,000万円未満	◎市内業者 全市対象	イ (1000万円以上) ロ ハ ニ (1000万円未満)
500万円未満	指名競争入札 (地域割に基づいて指名、ランク (ロ、ハ、ニ))	

③電気工事

設計金額	地域	市内業者のランク
6,000万円以上 ～	◎市内業者 全市対象 ◎市外業者	イ（特定建設業）
2,000万円以上 ～ 6,000万円未満	◎市内業者 全市対象	イ
500万円以上～ 2,000万円未満	◎市内業者 全市対象	イ（1000万円以上） ロ ハ（1000万円未満）
500万円未満	指名競争入札（地域割に基づいて指名、ランク（ロ、ハ）	

④管工事

設計金額	地域	市内業者のランク
6,000万円以上 ～	◎市内業者 全市対象 ◎市外業者	イ（特定建設業）
2,000万円以上 ～ 6,000万円未満	◎市内業者 全市対象	イ
500万円以上～ 2,000万円未満	◎市内業者 全市対象	イ ロ ハ（1000万円未満）
500万円未満	指名競争入札（地域割に基づいて指名、ランク（ロ、ハ）	

⑤水道施設工事

設計金額	地域	市内業者のランク
6,000万円以上 ～	◎市内業者 全市対象 ◎市外業者	イ（特定建設業）
2,000万円以上 ～ 6,000万円未満	◎市内業者 全市対象	イ
500万円以上～ 2,000万円未満	◎市内業者 全市対象	イ ロ
500万円未満	指名競争入札（地域割に基づいて指名、ランク（ロ、ハ）	

※①～⑤の各工事において、工事内容等によっては経営審査結果通知における総合評定値（P点）、同種工事の施工実績の有無、技術者配置状況等を条件に加えるものとする。

※市外業者については、工事の目的物の性格上、施工できる業者が特定される工事や技術的難度の高い工事、また、6,000万円を超える工事では指名業者選考委員会において入札参加対象と決定した工事については、条件付き一般競争入札の入札参加資格者とする。

※管工事の6,000万円以上の工事において、必要な実績を伴うイのランクの特定建設業の許可を有する業者の数が少ない場合、下請け発注額の制限を条件に付した上でイのランクの一般建設業の許可を有する業者のうち必要な実績を伴う業者を参加させることができる。

2. 指名競争入札の方針について

設計金額が 500 万円未満の工事については、指名競争入札とする。

指名業者を選考するにあたっては、旧市町村単位で市内を下記のとおり 5 地域に地域割を行い、その地域から発注される工事については、基本的にはその地域に事務所を置いている建設業者を中心として発注基準額表等に基づき指名するものとする。

(地域割)

- ・ A 地域 (旧田辺市)
- ・ B 地域 (旧龍神村)
- ・ C 地域 (旧中辺路町)
- ・ D 地域 (旧大塔村)
- ・ E 地域 (旧本宮町)

特例措置等について

市内業者の指名については、基本的には地域割や発注基準額表等に基づいて指名するものの、次の各項目について指名に係る特例措置として設けるものとする。

ア 工事内容から総合的な施工体制が必要であると判断する工事の場合、発注基準額表のグループを超えて、上位のランクの業者を指名することができる。

イ ランク条件を満たしていても、工事实績や技術者の配置状況又は以前発注した工事成績等の評価が著しく粗悪であると認められる場合は指名しないことができる。

ウ 発注基準額表により指名業者を選考した場合、指名業者数が多数に及ぶときはランクや地域性等により指名の範囲を縮小することができる。

エ 旧町村地域の土木工事以外の工事については、地域性を考慮し、その地域で発注する工事に限り、上位のランクの業者を指名することができる。

オ 指名業者の選考については、その工事内容において、当該工種を中心に営んでいる業者を優先して指名することができる。

カ 新規登録業者は、最初の 6 か月間は指名しないことを基本とするが、ランクを設定した工種については当該年度の初めから指名の対象とする。その場合、最低のランクに設定し、最初の 1 年間は 500 万円未満の工事のみとし、次年度以降は、ランク基準により改めてランク付けするものとする。

市外業者で登録されている業者が、年度途中において市内に本店を置く場合は、申請のあった日から 6 か月間は指名しないことを基本とするが、ランクを設定した工種については、申請のあった日から指名の対象とする。その場合、最低のランクに設定するものとし、申請のあった日から 6 か月間は 500 万円未満の工事のみとし、それ以降はランク基準により改めてランク付けするものとする。

ただし、工事入札指名業者選考委員会において、指名することが適当であると判断した工事については、その工事に限り指名することができる。

キ 経営規模等評価結果通知書における完成工事高や全体建設工事との比率が著しく低い場合、ランク条件を満たしていても指名の範囲を制限することができる。

ク 災害復旧工事については、応急措置を伴うことから地域割を中心として指名

するとともに、発注基準額表の指名の範囲を超えることができる。

3. 総合評価方式の導入について

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく総合評価方式は、従来の価格競争のみによる落札方式と違い、価格に加え品質を高めるための新しいノウハウや過去の施工実績といった価格以外の要素を含め評価する落札方式である。

本市では、平成 19 年度に土木工事 1 件、平成 20 年度に電気通信工事と内装展示工事でそれぞれ 1 件ずつ試験的に当該方式にて実施したところであるが、本年度も引き続き試験的に実施するものとする。

4. ランク付け、発注基準額について

ランク付けは、経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）に基づく総合評定値（P 点）に田辺市が独自に算定した主観点数を加点した総合点数と技術者の配置条件により行うものとする。

ランク付けを行う工事は、土木工事、建築工事、電気設備工事、管工事及び水道施設工事の 5 業種とし、平成 21 年度のランク付けを行うものとする。ただし、ランクは、総合点数、技術者の配置等、ランク付けに係る条件に変更が生じた場合は、その都度変更することができる。

(1) ランク付けに係る総合点数の算定方法

ア 客観点数

客観点数は、入札参加希望業種ごとの建設業法第 27 条の 29 に規定する総合評定値（P 点）とする。

イ 主観点数

主観点数は、次の各号により算出した点数の合計とする。

①技術者数

指名願届時における技術者数で、合格証明証の写し、資格者証等の写しにより確認した技術者について、下記の算式により算出した点数とする。ただし、50 点を上限とする。

1 級技術職員数×3 点+2 級技術職員数×2 点+その他技術職員数×1 点

なお、技術点は 1 人 1 資格とし、点数の高い資格を優先する。ただし、監理技術者、給水主任技術者の資格については 3 点を加点する。

◎技術者一覧

建設業法	111	一級建設機械施工技士	3 点
	212	二級 "	2 点
	113	一級土木施工管理技士	3 点
	214	二級土木施工管理技士	2 点
	120	一級建築施工管理技士	3 点
	221	二級建築施工管理技士	2 点
	127	一級電気工事施工管理技士	3 点
	228	二級電気工事施工管理技士	2 点
	129	一級管工事施工管理技士	3 点

	230	二級管工事施工管理技士	2点
	133	一級造園施工管理技士	3点
	234	二級造園施工管理技士	2点
建築士法	137	一級建築士	3点
	238	二級建築士	2点
	239	木造建築士	2点
電気工事士法 電気事業法	155	第一種電気工事士	2点
	256	第二種電気工事士	2点
	258	電気主任技術者（第1種～第3種）	2点
水道法	65	給水装置工事主任技術者	3点
技術士法		各種技術資格者（省略）	2点
職業能力開発 促進法		各種技術資格者（省略）	2点
実務経験者			1点

②労働安全衛生法関係資格者数

入札参加資格審査申請時に雇用されている従業員で、下記に定める資格のうち、いずれかの資格を取得しているものについては、1人につき1点を加点する。ただし、10点を上限とする。

1. 高圧室内作業主任者
2. 林業架線作業主任者
3. ガス溶接作業主任者
4. 衛生管理者
5. 発破技士
6. クレーン運転士（床上運転式含む。）
7. 移動式クレーン運転士
8. デリック運転士
9. 潜水士
10. 地山の掘削作業主任者
11. 土止め支保工作業主任者
12. ずい道等の掘削等作業主任者
13. ずい道等の履工作業主任者
14. 型枠支保工の組立て等作業主任者
15. 足場の組立て等作業主任者
16. 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者
17. 鋼橋架設等作業主任者
18. コンクリート橋架設等作業主任者
19. 木造建築物の組立て等作業主任者

- 20.コンクリート造の工作物の解体等作業主任者
- 21.コンクリート破砕器作業主任者
- 22.酸素欠乏危険作業主任者
- 23.特定化学物質等作業主任者
- 24.車両系建設機械運転技能講習修了者
- 25.不整地運搬車技能講習修了者
- 26.高所作業車運転技能講習修了者
- 27.小型移動式クレーン運転技能講習修了者
- 28.床上操作式クレーン運転技能講習修了者
- 29.玉掛技能講習修了者
- 30.有機溶剤作業主任者
- 31.石綿作業主任者
- 32.酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- 33.ガス溶接技能講習修了者
- 34.石綿取扱い作業従事者特別教育修了者
- 35.車両系建設機械運転特別教育修了者
- 36.高所作業車運転特別教育修了者
- 37.チェーンソー以外の振動工具の取扱の業務に関する安全衛生教育
修了者
- 38.アーク溶接特別教育修了者
- 39.巻き上げ機械運転特別教育修了者
- 40.自由研削砥石（グラインダ）特別教育修了者
- 41.低圧電気取扱特別教育修了者
- 42.粉じん作業特別教育修了者
- 43.軌道装置の動力車の運転特別教育修了者
- 44.コンクリートポンプ車の作業装置の操作特別教育修了者
- 45.ボーリングマシンの運転特別教育修了者
- 46.潜函作業（高圧室内作業）特別教育修了者
- 47.ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転特別教育修了者
- 48.安全衛生推進者(初任時)能力向上教育修了者
- 49.足場の組立て等作業主任者能力向上教育修了者
- 50.玉掛業務従事者教育修了者
- 51.車両系建設機械運転業務従事者教育修了者
- 52.安全管理者選任時研修修了者
- 53.統括安全衛生責任者教育修了者
- 54.現場管理者統括管理講習修了者
- 55.職長・安全衛生責任者教育修了者
- 56.職長のためのリスクアセスメント教育修了者
- 57.安全衛生責任者教育修了者
- 58.低層住宅のための職長教育修了者
- 59.土止め先行工法修了者

③新卒者従業員採用

<専門学科履修者>

次のいずれかに該当する者を、卒業後1年以内に雇用し、かつ、入札参加資格審査申請時まで連続して雇用しているものについて、下表に定める業種のうち、いずれか1つの業種において、1人につき5点を加点する。ただし、3人を上限とする。

- a 平成17年1月1日以降、下表に掲げる学科を修めて高等学校を卒業した者
- b 平成19年1月1日以降、下表に掲げる学科を修めて大学（短期大学、高等専門学校及び大学（短期大学、高等専門学校及び大学又は短期大学と同等以上と国土交通大臣が認めた専門学校等を含む。））を卒業した者

<非専門学科履修者>

次のいずれかに該当する者を、卒業後1年以内に雇用し、かつ、入札参加資格審査申請時まで連続して雇用しているものについて、1人につき3点を加点する。ただし、3人を上限とする。

- a 平成17年1月1日以降、下表に掲げる学科以外の学科を修めて高等学校を卒業した者
- b 平成19年1月1日以降、下表に掲げる学科以外の学科を修めて大学（短期大学、高等専門学校及び専門学校等を含む。）を卒業した者

関 連 学 科	土 木 工 事	建 築 工 事	電 気 工 事	管 工 事	水 道 施 設 工 事
土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地、造園に関する学科を含む。）に関する学科	◎			◎	◎
建築学に関する学科		◎		◎	◎
都市工学に関する学科	◎	◎		◎	◎
衛生工学に関する学科	◎			◎	◎
交通工学に関する学科	◎				
電気工学・電気通信工学に関する学科			◎		
機械工学に関する学科				◎	◎

④障害者雇用

指名願届時で雇用している障害者の数が、次のいずれかに該当するときは5点を加点する。

- a 法定義務建設業者（常時雇用者数が56人以上）の場合は、法定雇用率（1.8%以上）を超えているとき。
- b 非法定義務建設業者の場合は1名以上雇用しているとき。

⑤企業年金制度導入

指名願届時に経営規模等評価申請で認められている企業年金制度を導入している場合は5点を加点する。

⑥災害対応

田辺市と災害時における応急対策業務に関する協定を締結している団体の会員で、その協定に同意したものについて、土木工事、建築工事、電気工事及び水道施設工事の業種に10点を加点する。

- ・ 田辺土木業協会 平成13年9月18日締結
- ・ 田辺市管工事業協同組合 平成17年6月14日締結
- ・ 田辺電気技術者協会 平成18年9月6日締結
- ・ 龍神村建設業協会 平成19年1月31日締結
- ・ 紀南管工事協同組合 平成20年3月13日締結

⑦ISO9000シリーズの認証取得

入札参加資格審査申請時点で認証取得している者には、20点を加点する。

⑧ISO14000シリーズの認証取得

入札参加資格審査申請時点で認証取得している者には、20点を加点する。

⑨入札参加資格停止を受けた期間

平成19年度、20年度の2年間に田辺市建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づく、入札参加資格停止措置を受けた者に対し、下記の表に掲げる入札参加資格停止期間に応じた点数を加える。

入札参加資格停止を受けた期間	1月未満	1月以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上
点数	-5	-10	-20	-30

⑩営業停止を受けた期間

建設業法第28条に基づく営業停止を受けた者に対し、下記の表に掲げる営業停止期間に応じた点数を加える。

営業停止を受けた期間	1月未満	1月以上 3月未満	3月以上
点数	-10	-20	-30

⑪工事成績評定の評定結果

田辺市工事成績評定要領に定める評定結果の配点基準に基づき加点する。

(2) 技術者の配置条件

公共工事の品質を確保し、契約を適正に履行するためには、請負業者の施工技術の向上が要請される場所である。

そのため、設計図書に従って工事施工するうえで、専門的な知識や能力を備えている技術者について、その配置状況をランク付けの条件とする。

なお、ランク付けの条件としている技術者が入札参加資格の有効期間中に減員する場合は、適正な工事施工に支障を及ぼすと考えられることから、ランク見直しの対象とする。

◎発注基準額表

①土木工事

ランク	総合点数	技術者配置条件	発注基準額（税抜き）	備考
イ	800点以上	1級土木施工管理技士 2人以上 監理技術者 2人以上	1,000万円以上～ 6,000万円未満 (1,000万円以上～)	()内は、特定建設業許可業者
ロ	700点以上 ～ 800点未満	1級土木施工管理技士 1人以上 監理技術者 1人以上	～6,000万円未満 (～8,000万円未満)	()内は、特定建設業許可業者
ハ	600点以上 ～ 700点未満	2級土木施工管理技士 1人以上	～4,000万円未満	
ニ	600点未満	その他 1人以上	～2,000万円未満	

②建築工事

ランク	総合点数	技術者配置条件	発注基準額（税抜き）	備考
イ	780点以上	1級建築士・1級建築施工 管理技士3人以上 監理技術者3人以上	1,000万円以上～ 6,000万円未満 (1,000万円以上～)	()内は、特定建設業許可業者
ロ	650点以上 ～ 780点未満	1級建築士・1級建築施工 管理技士1人以上 監理技術者1人以上	～5,000万円未満 (～7,000万円未満)	()内は、特定建設業許可業者
ハ	550点以上 ～ 650点未満	2級建築士・2級建築施工 管理技士1人以上	～3,000万円未満	
ニ	550点未満	その他 1人以上	～1,000万円未満	

③電気設備工事

ランク	総合点数	技術者配置条件	発注基準額（税抜き）	備考
イ	680点以上	1級電気工事施工管理技士 1人以上 監理技術者1人以上	1,000万円以上～ 6,000万円未満 (1,000万円以上～)	()内は、特定建設業許可業者
ロ	580点以上 ～ 680点未満	2級電気工事施工管理技士等 1人以上	～2,000万円未満	
ハ	580点未満	その他 1人以上	～1,000万円未満	

④管工事

ランク	総合点数	技術者配置条件	発注基準額（税抜き）	備考
イ	650点以上	1級管工事施工管理技士 1人以上 監理技術者 1人以上	500万円以上～ 6,000万円未満 (500万円以上～)	()内は、特定建設業許可業者
ロ	550点以上 ～ 650点未満	2級管工事施工管理技士 1人以上	～2,000万円未満	
ハ	550点未満	その他 1人以上	～1,000万円未満	

⑤ 水道施設工事

ランク	総合点数	技術者配置条件	発注基準	指名競争入札及び条件付き一般競争入札とする場合の要件	備考
イ	620点以上	1級土木施工管理技士1人以上 監理技術者1人以上	500万円以上～ 6,000万円未満 (500万円以上～)	水道の布設工事の場合 上水道事業 ・田辺市指定給水装置工事事業者 簡易水道事業 ・田辺市簡易水道指定給水装置工事事業者	()内は、特定建設業許可業者
ロ	530点以上 ～620点未満	2級土木施工管理技士1人以上	～2,000万円未満		
ハ	530点未満	その他1人以上(※1)	～500万円未満		

(※運用)

各工事については、上記発注基準額表に基づいて発注するものとする。ただし、次の事項については、別に運用するものとする。

1. 工事内容から総合的な施工体制が必要であると認められる工事の場合、上位のランクの業者を指名することができる。
2. ランク条件は満たしていても、工事实績、技術者の配置状況等により一定の条件を満たしていない場合は指名しないことができる。
3. 新規登録業者は、最初の6か月間は指名しないことを基本とするが、ランクを設定した工種については当該年度の初めから指名の対象とする。その場合、最低のランクに設定し、最初の1年間は500万円未満の工事のみとし、次年度以降は、ランク基準により改めてランク付けするものとする。
4. その他、入札指名に関する特例措置については別に定める。

(※1) その他とは実務経験10年以上を有する者

5. 入札談合等不正行為の排除の徹底について

(1) 指名業者名の事後公表の推進

現行どおり事後公表とする。

(2) 入札・契約に係る情報の公表方法の改善

入札契約適正化法等に基づき公表が義務付けられている事項について、入札及び契約に係る透明性の向上を図る観点から、可能な限りインターネットを活用した情報の公表に努める。

(3) 入札談合関与行為防止法を踏まえた発注者の措置の強化

平成 18 年 12 月に「入札談合等関与行為防止法」が改正され、談合の明示的な指示や受注者に関する意向の表明、秘密情報の漏洩など、入札の公正を害すべき行為を行った職員に対して刑罰規定（5 年以下の懲役又は 250 万円以下の罰金）が創設されたところでもあり、職員の職務にかかる倫理保持についてはこれまでどおり公務員倫理の確立と服務規律の確保に努める。

(4) ペナルティの強化等

公共工事の入札及び契約に関し、談合や贈収賄、一括下請負等の不正行為については、刑法、独占禁止法、建設業法等において罰則や行政処分が定められている。

公共工事の適正な施工を確保するため、これらの不正行為に対して、談合情報対応マニュアルや田辺市建設工事等契約に係る指名停止等措置要領の規定に基づいて、発注者として毅然とした姿勢を明確にし、厳正に対応するものとする。

(5) 違約金特約条項の運用

入札談合等の不正行為が行われた場合に、これによる損害を発注者に賠償することを工事の契約の際にあらかじめ約定する。

発注者として、入札談合等の不正行為に係る損害を回復することは重要なことであるため、請負業者が次の事項に該当した場合、請負金額の 10%を違約金として請求するものとする。

・独占禁止法に違反し、公正取引委員会が課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

・刑法又は独占禁止法に規定する刑が確定したとき。

(6) 建設工事等暴力団排除に関する措置要領の運用

一昨年 10 月、田辺警察署との間で締結した「田辺市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」に基づき、田辺市建設工事等暴力団排除に関する措置要領を制定したことから、その運用を通し公共工事等の発注に関する暴力団の排除に努める。

6. 適正な施工の確保について

(1) 施工技術の確保並びに技術審査の対象工事

建設業法では、建設工事の適正な施工の確保を図るため、工事現場における主任技術者又は監理技術者の設置が義務付けられており、請負金額が 2,500 万円（建築工事 5,000 万円）以上の場合、専任の主任技術者の設置を、また、下請契約の請負金額の合計が 3,000 万円（建築工事 4,500 万円）以上となる場合は、特定建設業

の許可とともに、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければならないとされている。さらに、工事施工の一切の事項を処理する現場代理人については、工事現場ごとに常駐することとされている（主任技術者等との兼任は可能）。

このようなことから、公共工事の工事現場における工事施工の技術上の管理を一層徹底するため、競争入札に付す工事については、原則全件技術審査を行うものとし、請負契約の締結に先立ち下記資料の提出を求め、工事現場の適正な技術者配置の確認に努める。これにより、従来「落札者」としていたものを技術審査が終了するまでは「落札候補者」とし、落札候補者が欠格の場合は無効とし次順位者が繰り上がり落札候補者となり、上記技術審査を繰り返すものとする。

- ・ 手持ち工事の現場代理人、主任技術者（又は監理技術者）配置状況一覧表
- ・ 現場代理人並びに技術者の常勤性が確認できる書類（健康保険証又は雇用保険証、源泉徴収簿等の写し、※専任の技術者については、3ヶ月の以上の雇用関係が必要)

(2) ダンピング受注の防止の徹底

ダンピング受注は、工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等、公共工事の品質確保に支障が生じかねないことに加え、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を活用し、ダンピング受注の排除に努める。

また、公共工事の品質の確保を重視する観点から、本年度から 500 万円未満の工事にも最低制限価格を設定するとともに、低入札価格調査制度についても見直しを図り下記のとおりとする。

(制度の適用範囲)

- | | | |
|-------------|--|-----------------|
| ・ 最低制限価格制度 | 土木工事 | 設計金額 8,000 万円未満 |
| | 建築工事 | 設計金額 7,000 万円未満 |
| | 電気設備工事 | 設計金額 6,000 万円未満 |
| | 管工事 | 設計金額 6,000 万円未満 |
| | 水道施設工事 | 設計金額 6,000 万円未満 |
| | ※平成 21 年度から下限を設けないこととするが、随意契約に係るものは除く。 | |
| ・ 低入札価格調査制度 | 土木工事 | 設計金額 8,000 万円以上 |
| | 建築工事 | 設計金額 7,000 万円以上 |
| | 電気設備工事 | 設計金額 6,000 万円以上 |
| | 管工事 | 設計金額 6,000 万円以上 |
| | 水道施設工事 | 設計金額 6,000 万円以上 |
| | ※ただし、随意契約に係るものは除く。 | |

(3) 工事成績評定の導入及び活用

公共工事の品質を確保する観点から、昨年 10 月以降、250 万円以上の工事の完了検査を対象に工事の成績評定を実施しているところであり、工事成績に基づく一定の配点をランク付けの主観点数に加算し、平成 21 年度のランク付けから反映させるものとする。また、著しく評定の悪い業者については資格審査委員会に諮

った上で、一定期間本市の工事入札に参加させない等の措置をとるものとする。

7. 予定価格等の公表について

(1) 予定価格の公表

現行どおり事前公表を行うものとする。

(2) 最低制限価格の公表 (開札後の公表)

ア. 最低制限価格については、同額での入札による抽選落札を増加させ、適切な積算を行わず入札を行った業者が受注する事態が生じることが懸念されるため、従来非公表としていたが、入札情報の公表の観点に加え、本年度から最低制限価格制度の対象工事の拡大に伴い、入札会場における落札候補者の決定の事務的な経過を明らかにすることにより入札参加者が落札候補者の決定の誤りの有無についても容易に確認できるようにするため開札後に入札担当職員が最低制限価格を公表するものとする。

イ. 最低制限価格の算出方法について以下のとおり改正する。

【改正前】

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とする。

- ①直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- ②共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③現場管理費の額に10分の6を乗じて得た額
- ④一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

【改正後】

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（千円未満切捨て）に、100分の105を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9を超える場合にあっては10分の9（千円未満切捨て）と、10分の7に満たない場合にあっては10分の7（千円未満切上げ）とする。

- ①直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額（円未満切捨て）
- ②共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額（円未満切捨て）
- ③現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額（円未満切捨て）
- ④一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額（円未満切捨て）

(3) 調査基準価格の公表

ア. 低入札価格調査制度における調査基準価格については現行どおり事前公表するものとする。ただし、この場合において、調査基準価格を下回る価格で入札する入札参加者については、低入札価格調査報告書の各様式を作成し、入札会場に持参しておかなければならない。

イ. 調査に係る失格基準を別途設けるものとし、基準に該当するものは失格とする。

※P19「田辺市低入札価格調査による失格判定基準」参照

8. 測量・設計等委託業務について

(1) 発注の方法

測量・設計等業務の入札については、基本的に指名競争入札として執行するものとする。

(2) 最低制限価格制度の導入

従来、測量・設計等の委託業務については最低制限価格を設けていなかったため、極端に低い価格による受注も見受けられ、ダンピング受注へと結びつくことが懸念されることから、当該委託業務についても以下の方法で新たに最低制限価格を設けることとする。

(3) 最低制限価格制度の対象業務

最低制限価格制度の対象は以下のとおりとする。

ア. 国、県の積算基準単価及び歩掛等に基づき作成された設計書により設計金額が算出されている委託業務で、設計金額が3,000万円未満のもの。

イ. その他、設計書に基づき設計金額が算出されている委託業務であって、工事入札指名業者選考委員会において対象として決定したもの。

(4) 最低制限価格の算出方法

最低制限価格の算出方法は、以下のとおりとする。

予定価格×0.60（千円未満切り捨て）

(5) その他

その他の事項については、工事の入札方針を準用して執行するものとする。

※指名業者の事後公表

※予定価格の事前公表

※最低制限価格の事後公表

※指名業者の拡大等

9. その他

(1) 誤認による入札の無効

入札会場において決定した当該落札候補者の決定が、入札終了後に誤認であることが判明した場合は、当該入札を無効とし再度の入札に付すこととする。その場合、決定された落札候補者並びに本来落札候補者となるべき者は、入札無効に対する異議申し立てはできないものとする。

(2) 誤認による再度の入札に係る最低制限価格の設定

当該入札が誤認により無効となり再度の入札に付すに当たり、設計価格に変更を要しない場合の最低制限価格は、元の最低制限価格を基準額とし同基準額に下表のランダム係数に基づいて入札会場内で公開くじ引きにより決定した係数を乗じて得た額（価格の決定は円単位とし、1,000円未満の端数切捨てはしない）とする。

ランダム係数表

※係数は、最低制限価格基準額の±1%の範囲内で設定

No.	係数	No.	係数	No.	係数
(1)	1.010	(11)	1.000	(21)	0.990
(2)	1.009	(12)	0.999		
(3)	1.008	(13)	0.998		
(4)	1.007	(14)	0.997		
(5)	1.006	(15)	0.996		
(6)	1.005	(16)	0.995		
(7)	1.004	(17)	0.994		
(8)	1.003	(18)	0.993		
(9)	1.002	(19)	0.992		
(10)	1.001	(20)	0.991		

10. 適用日

この入札方針は、平成21年6月1日以降入札広告をする工事等及び指名通知を発送する工事等に適用する。

田辺市低入札価格調査による失格判定基準

< I > 失格基準比率表等による失格

以下に該当する場合は、その後の調査を行うことなく失格とする。

1. 低入札価格調査に必要な書類の提出がない場合
 - (1) 調査様式の提出が全くない場合
 - (2) 調査様式の一部において提出がなく、必要な調査を行うことが出来ない場合
2. 提出した工事費内訳書に記載された直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の額が、以下に該当する場合
 - (1) 直接工事費が、以下の失格基準比率表の直接工事費 75%未満の額である場合
 - (2) 共通仮設費、現場管理費、一般管理費を合計した諸経費の額が、以下の失格基準比率表の共通仮設費 70%、現場管理費 60%、一般管理費 30%を合算した諸経費の額未満の場合
 - (3) 上記(1)、(2)の条件を満たしていても、共通仮設費、現場管理費、一般管理費のいずれかが、失格基準比率表に示された比率の 1/2 未満 (共通仮設費 35%、現場管理費 30%、一般管理費 15%) の額である場合

失格基準比率表

工種	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
土木・建築等ラ ンク付けされた 5 工事等	75%	70%	60%	30%

< II > 書類調査による失格

提出書類の調査段階で、以下の項目に該当する場合は失格とする。

1. 低入札価格調査に協力しない場合
 - (1) 提出した報告書の根拠資料が、調査者が定める期限(調査日)に整わない場合(追加

資料などで調査者の承認を得たものを除く。)

- (2) 事情聴取に応じない場合
 - (3) 事情聴取に当たり、当該事情聴取に対応できる担当者の出席がない場合
2. 合理的な理由がある場合を除き、設計仕様等に適合しない場合
- (1) 市が示した設計図書及び仕様書等に計上した設計数量や工法、施工条件を満たしていない場合
 - (2) 材料・製品について、市が示した設計仕様に適合した品質・規格を満たしていない場合
3. 積算内訳書算出根拠が適正でない場合
- (1) 算出根拠が明確でない場合
 - (2) 下請け見積額又は材料見積額が適正に計上されていない場合
 - (3) 下請け見積書等の工事内容（規模、工法、数量等）が不明確な場合
 - (4) 手持資材の確認ができない場合
 - (5) 自社機械の所属等が確認できない場合
 - (6) 自社従業員の雇用関係が確認できない場合
 - (7) 配置予定技術者（監理技術者）の person 費、契約保証料、工事登録費用等、必要な経費が計上されていない場合
 - (8) 下請予定業者、資材購入予定業者、機材借上げ予定業者等からの聞き取りにより、積算内訳書記載価格がいわゆる「指し値」である等、不当に低額に設定されたことが明白である場合
 - (9) 工期内の定期的な安全パトロール及び作業時の安全監視に係る人員の配置と経費が明確に示されていない場合
4. 労務費が抑制されている場合
- (1) 和歌山県の最低賃金価格を下回っている場合
5. 建設副産物の処理が適正でない場合
- (1) 建設副産物について適正な処理費用が計上されていない場合
 - (2) 合理的な理由がある場合を除き、建設副産物の搬出予定地や処理体制等が設計仕様等

に合致していない場合

6. 法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合

- (1) 監理技術者等が重複選任になる場合
- (2) 配置予定技術者（監理技術者）の常雇用関係が確認できない場合
- (3) その他法令違反

7. 上記のほか、適正な工事の施工がなされないと認められる場合

- (1) 入札日から過去1年以内において、賃金不払い等で送検（労働基準監督署から検察庁への書類送検）を受けている場合（ただし、調査日までに不起訴となった場合は除く）
- (2) 入札日から過去1年以内において、建設工事紛争審査会から下請け代金の未払い等で支払いを命じる仲裁判断が出された場合（ただし、和解的仲裁判断は除く）
- (3) 調査報告書の内容の一部を故意に事実と反する内容としたことが判明した場合